

電子計算機「処理」・審議会の事前承認（政令市比較）

都市名 (当初条例・施行年月) <当該部分の改正条例施行年月>	審議会の 事前承認規定	例外規定の例示 (審議会の事前承認が不要となるケース)	センシティブ情報の電子計算機処理の原則禁止		審議会での審議状況、又は条例改正状況	
			原則禁止規定 (「～してはならない」旨の規定)	例外規定の例示 (原則禁止が解除されるケース)		
神戸市 (H10.4月)	有 (条例第11条1項)	無	有 (条例第11条2項)	・ 審議会の事前承認を得たとき ・ 法令等に規定があるとき	審議中	
札幌市 (H8.4月)	有	・ 一時的若しくは試験的、又は短期間に消去される電子計算機処理 ・ 規則で定める数に満たないとき(10,000人)	原則禁止規定はなく、センシティブ情報とその他の情報とを同様の取り扱いとしている。	-	中間答申 (H16.6月)	現行条例維持
仙台市 (H9.10月)	有	無	有	・ 審議会の事前承認を得たとき ・ 法令等に規定があるとき	中間答申 (H16.6月)	現行条例維持
千葉市 (H8.4月)	無	-	有	・ 審議会の事前承認を得たとき	審議中	
さいたま市 (H13.5月)	無	-	無	-	審議中	
横浜市 (H12.7月)	有	・ 一時的又は試験的な電子計算機処理	有	・ 審議会の事前承認を得たとき ・ 一時的又は試験的な電子計算機処理	中間答申 (H16.8月)	現行条例維持
川崎市 (S61.1月)	有	無	有	・ 審議会の事前承認を得たとき	答申 (H16.4月)	現行条例維持
名古屋市 (H8.10月) <改正条例H15.8月施行>	有	・ 一時的又は専ら試験的な電子計算機処理 ・ その他規則で定める電子計算機処理(対象者数が3,000人に満たない等)	有	・ 審議会の事前承認を得たとき ・ 法令等に規定があるとき	第1次答申(H15.4月) に基づき条例改正済	電子計算機処理をするときに、人的、物理的、技術的情報保護対策を講じる旨を規定
京都市 (H6.4月)	有	・ 出版、報道等により公にされた個人情報の場合	有	・ 審議会の事前承認を得たとき	中間答申 (H16.6月)	現行条例維持
大阪市 (H7.10月)	有	無 <sub>1</sub>	有	・ 審議会の事前承認を得たとき ・ 法令等に規定があるとき	中間答申 (H16.5月)	1 審議会の事前承認規定 個人情報の種類や性質(例えば、公にされている個人情報、法令に定めのある場合等)数量等により除外規定を設けることを検討することが適当。
広島市 (H8.10月) (改正条例H16.4月施行) 条例改正を行なったが、 当該部分の改正なし	無	-	無	-	答申 (H16.1月)	現行条例維持
北九州市 (H4.10月)	無	-	無	-	審議中	
福岡市 (H3.9月)	無	-	無	-	審議中	